

後期プランに掲載するにあたっての公立施設の整理・集約の考え方

後期プランにおいては、令和6年度以降の市内の公立施設の適正な施設数や配置場所に関する方針について示す予定としており、以下のような考え方で検討を進めています。

(1) 公立施設の整理・集約の考え方

- ・公立施設が担うべき役割を果たすため、4つの教育・保育提供エリア（北部・中部・南部・東部）を目安として、エリアごとに配置（存続）する公立施設を検討します。
- ・エリアごとの教育・保育需要やその対応については、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」という。）の目標事業量（量の見込み及び確保方策）で定めています。存続する公立施設については、事業計画で示す保育需要に関連づけるものではなく、公立施設の役割を果たすために必要な施設数を検討し、決定しますが、存続しない公立施設は、事業計画で示す保育需要等のほか、施設の老朽化度合いなども勘案した上で、閉園や統合などの方針を決定します。
- ・公立施設の民営化については、保育需要の減少期における保育事業者の参入状況等を踏まえて、今後の方向性について検討していきます。
- ・公立施設の認定こども園化については、「枚方版子ども園」の事業効果や国の補助制度等を見極めながら、今後の方向性について検討していきます。

(2) 後期プランへの示し方

- ・公立施設として配置（存続）させる施設を示します。
→存続させる施設をどのような施設類型で配置（存続）させるのかについては、国・府の動向等を注視しつつ、引き続き検討を進め、令和6年4月の後期プラン開始時までには類型を決定することが可能な施設から順次、後期プランに反映します。
- ・閉園の場合は、保護者や子どもたちの不安感を軽減するため、在園児が卒園するまで十分な期間を設けるなど丁寧に取り組みを進めていく旨を後期プランに示します。